

改正案	現 行
<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の消防団員は次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て、消防団長が任命する。</p> <p>(1) 消防団の区域内に居住し、又は勤務する年齢18歳以上の者</p> <p>(2) 意志が強く健康であり、消防団員の任務に堪えることができるものと認められる者</p> <p>(退職)</p> <p>第7条 消防団員は、年齢70歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、当該消防団員について、任命権者が消防団の運営上特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 消防団員は、退職しようとする場合（前項の規定により退職する場合を除く。）は、あらかじめ、文書により任命権者に願い出なければならない。</p> <p>(分限)</p> <p>第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績が良くない場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p>	<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の消防団員は次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て、消防団長が任命する。</p> <p>(1) 消防団の区域内に居住_____する年齢18歳以上の者</p> <p>(2) 意志が強く健康であり、消防団員の任務に堪えることができるものと認められる者</p> <p>(退職)</p> <p>第7条 消防団員は、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、当該消防団員について、任命権者が消防団の運営上特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 消防団員は、退職しようとする場合（前項の規定により退職する場合を除く。）は、あらかじめ、文書により任命権者に願い出なければならない。</p> <p>(分限)</p> <p>第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績が良くない場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p>

改正案	現 行
<p>2 消防団員は、次の各号（消防団長にあつては、第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。ただし、第2号の場合において、一時的な転住等の理由により消防団長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>(2) <u>第4条第1号に規定する資格を有しなくなった場合</u></p>	<p>2 消防団員は、次の各号（消防団長にあつては、第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。ただし、第2号の場合において、一時的な転住等の理由により消防団長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>(2) <u>消防団の区域外に転住した</u>_____場合</p>